

平成 29 年 9 月 8 日  
国土交通省中部地方整備局  
木曾川上流河川事務所

# 木曾三川で活動しませんか

## 河川協力団体を募集します

### 概 要

木曾川上流河川事務所及び丸山ダム管理所が管理する河川管理区間（横山ダム湖、丸山ダム湖含む）において、河川協力団体の募集を行いますのでお知らせします。

河川協力団体は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO、町内会等の団体を支援するために、平成 25 年 6 月に創設された制度に基づき指定するものです。河川管理者と連携して活動する団体として指定することにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

#### 1. 募集期間

平成 29 年 9 月 11 日（月）～平成 29 年 10 月 10 日（火）

#### 2. 申込み先

木曾川上流河川事務所 河川環境課

#### 3. 河川協力団体の指定

- ・河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。
- ・主な河川法の許可
  - ・土地の占用の許可（河川法第 24 条）
  - ・工作物の新築等の許可（河川法第 26 条第 1 項）
- ・河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。
- ・委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行います。



市民団体による活動事例（長良川）

#### 4. 資 料 別紙

#### 5. 解 禁 指定なし

#### 6. 配 布 先 岐阜県政記者クラブ

#### 7. 問合せ先 木曾川上流河川事務所

岐阜市忠節町 5 - 1 TEL058-251-1378

事業対策官 阿部 聡

河川環境課長 包原 勝則



# 木曽三川における

平成29年 9月 8日  
国土交通省木曽川上流河川事務所

## 河川協力団体を募集します！

募集期間：平成29年9月11日（月）～

平成29年10月10日（火）

### ■河川協力団体制度とは？

◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

### ■河川協力団体の活動内容の一例



河川敷等清掃



森林伐採作業



環境調査



マイ防災マップづくり

### 1. 河川協力団体の業務

(1) 河川協力団体の業務として期待している具体的な活動内容

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供③河川の管理に関する調査研究④河川の管理に関する知識の普及及び啓発

(2) 対象となる区間

木曽川、長良川、揖斐川、伊自良川、犀川、五六川、天王川、牧田川、杭瀬川、根尾川、横山ダム、丸山ダムにおける国土交通省が管理する区間

### 2. 資格および申請書類

木曽三川河川協力団体募集要項をご確認ください。

なお、募集要項については木曽川上流河川事務所HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/>）をご確認ください。

問い合わせ先：木曽川上流河川事務所 河川環境課  
Tel：058-251-1378

# 木曾三川河川協力団体募集要項

木曾川上流河川事務所

丸山ダム管理所

## 1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、業務を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

## 2 対象業務

河川協力団体の指定を行う河川管理者が定める河川の区間において、河川法第58条の9に規定される以下の業務の中から、希望する業務を行います。

### (1) 河川法 58 条の 9 に規定される業務

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③ 河川の管理に関する調査研究
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務

### (2) 対象区間

- ① 木曾川 約 23.0 k から約今渡ダムの国管理区間
- ② 長良川 約 24.4 k から約 56.2 k の国管理区間
- ③ 揖斐川 約 26.8 k から約川口橋の国管理区間
- ④ 伊自良川 長良川合流点から約繰船橋の国管理区間
- ⑤ 犀川 長良川合流点から約忠太橋の国管理区間
- ⑥ 五六川 犀川合流点から約下五六橋の国管理区間
- ⑦ 天王川 犀川合流点から約天王川橋の国管理区間
- ⑧ 牧田川 揖斐川合流点から約広瀬橋の国管理区間
- ⑨ 杭瀬川 牧田川合流点から約塩田橋の国管理区間
- ⑩ 根尾川 揖斐川合流点から約山口頭首工の国管理区間
- ⑪ 横山ダム本体上流からの約 13 k 国管理区間
- ⑫ 丸山ダム本体上流から約 15 k の国管理区間

なお、申請に当たり、希望する区間を申請してください。

### 3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

### 4 申請書類

(1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書（様式第1号）に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員及びその数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書（様式－報告）
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書（様式－計画）
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 3 申請資格 ⑤の要件を満たすことを証する書類
- キ 3 申請資格 ⑥、⑦に該当しないことを誓約できる書類
- ク 3 申請資格 ⑩の要件を満たすことを証する書類
- ケ その他、河川管理者が必要と認める書類

(2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

## 5 募集期間

平成29年9月11日（月）から平成29年10月10日（火）まで

## 6 提出先

(1) 対象区間別に、以下の提出先に持参又は郵送により提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

対象区間 ①～⑪

〒500-8801

岐阜県岐阜市忠節町5-1

中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 河川環境課

TEL 058-251-1378

Eメール cbr-kankisojyo@mlit.go.jp

対象区間 ⑫

〒505-0301

岐阜県加茂郡八百津町鶯の巣1422-5

中部地方整備局 丸山ダム管理所 管理係

TEL 0574-43-1108

Eメール cbr-maruyama@mlit.go.jp

## 7 審査方法

(1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会（必要に応じて学識経験者を含む）を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

(2) 審査基準

① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

(イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川

管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

(ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

(イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

(ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との連携等が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

## 8 結果の通知

(1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

(2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

(3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

## 9 指定後の留意事項

(1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

(3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。

- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。
- (6) 河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者から、河川法第 58 条の 10 に基づく協力の要請があったときは、当該要請に応じ、協力してください。

## 10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

## 11 問い合わせ先

〒500-8801

岐阜県岐阜市忠節町5-1

中部地方整備局木曾川上流河川事務所 河川環境課

TEL 058-251-1378 FAX 059-251-1150

Eメール cbr-kankisojyo@mlit.go.jp

〒505-0301

岐阜県加茂郡八百津町鵜の巣1422-5

中部地方整備局丸山ダム管理所 管理係

TEL 0574-43-1108 FAX 0574-43-2170

Eメール cbr-maruyama@mlit.go.jp

(様式第 1 号)

## 河川協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)

国土交通省 中部地方整備局長 殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

㊟

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第 58 条の 8 第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

### 添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 直近おおむね 5 年間の活動実績報告書
- 3 指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 6 河川協力団体指定準則第 3 第 5 号の要件を満たすことを証する書類
- 7 河川協力団体指定準則第 3 第 6 号、第 7 号の要件を満たすことを誓約できる書類
- 8 河川協力団体指定準則第 3 第 10 号の要件を満たすことを証する書類



## 直近おおむね 5 年間の活動実績報告書 (案)

1. 提出日

・平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2. 法人等名

・法人等名 : \_\_\_\_\_

・代表者名 : \_\_\_\_\_

3. 活動実績

(1) 継続性 (活動内容及び活動期間)

・次のいずれかに○印を付して、( ) 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する)。

・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。

・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等)。

①河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等、河川管理者に協力して行う工事又は河川の維持

( \_\_\_\_\_ )

「平成/昭和\_\_\_\_年\_\_\_\_月から提出日まで」

②不法行為の監視、河川の利用状況の把握等、河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

( \_\_\_\_\_ )

「平成/昭和\_\_\_\_年\_\_\_\_月から提出日まで」

③外来種又は希少種の調査等、河川の管理に関する調査研究

( \_\_\_\_\_ )

「平成/昭和\_\_\_\_年\_\_\_\_月から提出日まで」

→次のページへ続く

- ④河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等河川の管理に関する知識の普及及び啓発

( \_\_\_\_\_ )

「平成/昭和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月から提出日まで」

- ⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

( \_\_\_\_\_ )

「平成/昭和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月から提出日まで」

(2) 公共性 (活動実績)

- ・次のいずれかに○印を付して、( ) 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可)。
- ・また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))。

- ①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

( \_\_\_\_\_ )

- ②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

( \_\_\_\_\_ )

- ③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

( \_\_\_\_\_ )

- ④上記①②③に準じた河川管理者が認める活動実績がある。

( \_\_\_\_\_ )

以上。

## 指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書 (案)

1. 提出日

・平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2. 法人等名

・法人等名 : \_\_\_\_\_

・代表者名 : \_\_\_\_\_

3. 活動実施体制

(1) 実効性 (実施体制、実施計画)

①活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

--

②活動内容・区間と配置人員

※具体的な活動内容・区間とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

水系名 : \_\_\_\_\_ 河川名 : \_\_\_\_\_

活動区間 上流端 : \_\_\_\_\_

下流端 : \_\_\_\_\_

--

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

--

→次のページへ続く

(2) 貢献度 (活動方針、協力姿勢)

①活動方針

※河川管理への貢献を含め、文章により記載願います。

②河川管理への協力姿勢

※実施に当たり河川管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性 (地域への配慮等、地域と連携)

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮等を文章により記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

※A4版で1～4枚程度を目安として作成してください。